

【A】既存住宅の購入（個人間売買）

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	要件	売買契約書	既存住宅を複数（夫婦や親子等）名義で契約する場合、誰が共同申請者になりますか？	購入者のうち、平成28年10月11日時点で40歳未満であって、購入した既存住宅に居住する者を代表で共同事業者としてください。	平成28年11月2日
2	要件	売買契約書	変更契約の締結日が予算成立日以降である場合、対象になりますか？	売買契約日は、初回の契約（原契約）の締結日です。変更契約の時期によらず、原契約の締結日が予算成立日（平成28年10月11日）以降である場合のみ対象になります。	平成28年11月2日
3	要件	住戸数	いわゆる二世帯住宅を購入した場合、2戸として扱われますか？	いわゆる二世帯住宅や複数世帯が同居する場合であっても、建物の不動産登記が1棟として登記されている住宅は、ひとつの住宅（1戸）として扱います。 区分登記されている住宅は、その数を戸数とします。それぞれに別の40歳未満の者が住民登録する必要があります。	平成28年11月2日
4	要件	併用可否	他の補助金との併用はできますか	本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されている補助金との併用はできません。 このため、インスペクション費用に対する他の補助を受けている場合は本補助金の申請はできません。 地方公共団体が地方費のみで行っている補助や、税制優遇との併用は可能です。 なお、過去に補助金の交付を受けている住宅については、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。 <併用可能な補助金等の例> すまい給付金、被災者生活再建支援制度	平成28年11月18日
5	添付書類	建物の登記事項証明書	<既存住宅> 不動産番号の記載がない登記事項証明書を添付書類として提出できますか？	不動産番号が記載された登記事項証明書を提出してください。 なお、平成20年7月以降に法務局が発行する登記事項証明書には、不動産番号が記載されます。	平成29年1月20日
6	添付書類	建物の登記事項証明書	《よくある間違い》 登記完了証で交付申請できますか？	申請できません。 登記完了証では、現在事項のすべてを確認することはできません。 必ず、法務局が発行する登記事項証明書を提出してください。	平成29年1月31日
7	添付書類	建物の登記事項証明書	《よくある間違い》 登記事項証明書が複数枚発行されました。すべてのページを提出する必要がありますか？	登記事項証明書が複数枚にわたる場合、必ず、すべてのページを提出してください。	平成29年2月15日